

# 高度成長期スウェーデンにおける 職業教育

石原 俊時

(東京大学大学院教授)

高度成長期のスウェーデンの職業教育制度は、中央集権的な労使交渉システムとしてのスウェーデン・モデルの一環として展開した。労使それぞれの中央組織である LO と SAF との間での中央協約が結ばれ、それを前提にして産業別レベルで職業教育についての協約が締結され、さらにそれに基づき企業での職業教育が行われた。すなわち、企業・産業部門・中央といった多層的な労使協調の枠組の下に展開したわけである。こうした制度的展開は、国家の直接的介入を回避し、労使が協力しつつ労働市場の秩序を形成し維持しているとした動きを反映していた。しかし、ドイツのように法制化によって技能形成の枠組が支えられておらず、それぞれのレベルでの労使の自発性に基づいていたスウェーデンの企業内教育制度は安定性を欠いており、うまくステイクホルダーの信認を獲得できなかった。それゆえ、結局は企業内教育ではなく学校制度の枠内での職業教育に重心を移さざるを得なかった。そのことは、職業教育が労使の団体交渉の対象でなくなっていくことを意味した。こうして集権的労使交渉システムとしてのスウェーデン・モデルから、1つの重要な領域が脱落していくこととなったのである。

## 目次

- I はじめに
- II 戦間期の状況
- III サルトシェーバーデン協約体制と職業教育
- IV 企業内教育か学校教育か
- V おわりに

## I はじめに

高度成長期の日本の職業教育制度の特質として、いわゆる日本的経営の確立に伴い、職業教育制度の中で企業内での職業教育が中核的な位置を占めるようになったことが挙げられるであろう。これに対し、同時期のスウェーデンの職業教育制度は、中央集権的な労使交渉システムとしてのスウェーデン・モデルの一環として展開した。労使

それぞれの中央組織である LO と SAF との間での中央協約が結ばれ、それを前提にして産業別レベルで職業教育についての協約が締結され、さらにそれに基づき企業での職業教育が行われたわけである。換言すれば、企業で行われる職業教育は、それ自体で完結せず、中央、産業部門、企業といった多層的な制度的枠組の中で展開した。他方、職業教育制度の特質を規定する重要な要因の1つとして、学校制度での職業教育と企業内での職業教育との相互関係が挙げられる。ドイツで発達したデュアルシステムは、この関係の1つの類型を示している。

そこで小稿では、高度成長期に至るまでの職業教育制度の歴史的歩みを概観したうえで、高度成長期における企業での職業教育が、一方では集権的労使交渉システム、他方では学校制度における

職業教育との関係で如何に位置づけられ、どのように機能していたのかをみていくこととする。そしてさまざまな問題に直面する中でその枠組が変容していった状況についても言及したい。そうした過程は、スウェーデン・モデルの成立と展開、さらには解体の過程の一齣をなすであろう。以上のような作業を通じて、高度成長期のスウェーデンにおける職業教育制度の構造と動態を概観することが小稿の課題となる。

## II 戦間期の状況

1846年のギルドの解体や64年の営業の自由令(Näringsfrihetsförordningen)以後も、ギルドで培われた熟練養成システムは、徒弟制(lärlingssystem)として残った。また、工業化に伴い、徒弟制は工業にも採用されていった。しかし、19世紀末葉になると、第二次産業革命の波がスウェーデンに及び、徒弟制の機能不全が指摘されるようになった。例えば、特に20世紀に入って合理化運動が勃興し、技術発展が進むにつれて熟練のあり方が変化する中で、従来の徒弟制には期待できない理論的な教育の必要性が感じられるようになったのである<sup>1)</sup>。

確かに19世紀半ばには、主に民間のイニシアティブにより技術教育を行うさまざまな学校がいくつかの都市に設立され始めていた。しかし、1910年頃になっても14-18歳の工・手工業で働く者のうち5%しか満足に教育を受けていないと指摘されたように、職業教育を目的とした学校制度の未整備が認識されていた(Tekniska kommittén 1911: s. 32-128)。さらにそこでは、教員の待遇が劣悪でその質も問題視され、設備や教材なども整っていなかった。カリキュラムも、工・手工業のニーズを反映させていないと批判された。このように当時の職業教育制度は、質量ともに欠陥を抱えていたため、工業の発展に熟練労働力の供給が全く追いついていないと評価された。そして、そのことが経済発展のネックとなっていると認識されたのである(Tekniska kommittén 1912: s. 35, 43, 66, 68)。

こうした認識に基づき職業教育制度の改革が実

施されたのは、1918年のこととなった。この年の国会決議は、基礎自治体であるコミューン(kommun)に、工・手工業などで働く徒弟に職業教育を提供する義務を定めた。さらに同年の職業学校条例(yrnesskolstadgan)によって、職業教育を行う学校に対する国家補助が定められた。これらを通じて、コミューンを主な担い手として作業場学校(verkstads-skolan)など各種職業学校の整備が図られることとなったのである<sup>2)</sup>。その翌年には、中等教育までの普通教育の他、職業教育をも統括する国家の機関として学校庁(Skolöverstyrelse)が設立された<sup>3)</sup>。

しかし、この18年の国会決議や職業学校条例では、あくまで企業内教育が職業教育の場の中心として見なされ、学校での学校教育はそれを補完するものとして位置づけられた。それに関連し、その時点では、企業内教育(徒弟教育)のあり方を新たな立法によって規定することが予定されていた。ドイツにおいては1897年および1908年の営業法で徒弟教育の法的規制が実現されていたのであり、こうした法制化を実施した先例がモデルとなった。しかし、1923年に法案が出されたものの、使用者団体のみならず労働組合も反対し、結局成立しなかった<sup>4)</sup>。

職業教育の問題が再び脚光を浴びるのは、大恐慌からようやく回復の兆しが見えてきた1935年のこととなった。同年社会省の下で選任された合理化調査委員会(Rationaliseringsutredningen)は、第一次大戦後に合理化運動が一層進展したことを背景に、20年代の不況や大恐慌の経験を踏まえ、合理化の負の側面(失業や労災・職業病)に対し、如何に国家・地方自治体・企業が相互に協力して対応していくかを検討課題とした。それにより、恐慌後に安定した経済成長を実現していく道筋が模索されたのである。

議論の対象は、中でも失業問題となった。注目すべきは、失業状況の推移、特にこの景気回復期の現状を見て、労働力は衰退する産業から勃興する産業に自動的に向かうわけではないと認識されたことである。また、失業問題は地域によって特に深刻な様相を呈していることも指摘された。それは、職業間のみならず地域間の移動が困難であ

ることが原因であると見なされた (SOU 1939 : 13, s. 40-43, 46-49)。

他方、合理化に伴って労働のあり方が変化していることも注目された。職務が細分化され、機械化も進んだことで職務の単純化や容易化がもたらされた。しかし、労働強度は高まり、生産過程は頻繁に変更されるようになった。そのため、労働者には、そうした作業をこなす活力のみならず、新たな作業の意味や状況をすぐに把握するために、目配りが効くことや適応力といった新たな能力が求められるようになっていた。それとも関連し、熟練職種と全くの単純作業を行う非熟練職種との間に、比較的短期間で熟練を習得しうる半熟練職種が多数現れてきていることも指摘された。彼らにはまさに上記のような新たな能力が要求されるのである (SOU 1939 : 13, s. 50-52, 99-100)。こうして委員会は、景気回復期にあって労働力需要の高まりと失業が並存する事態に直面し、有効需要を高め雇用を拡大するという労働力の需要サイドよりも、供給の側面に注目していくこととなる (SOU 1939 : 13, s. 93-98)。

中でも職業教育が、経済成長のための戦略的な領域として着目されることとなった。景気回復により労働力需要が高まっているにもかかわらず、失業問題が解決しないのは、現行の職業教育制度の欠陥に起因すると考えられた。特に合理化の進展にともなって求められる労働力の質が変化している事態に着目し、職業教育制度の改革をしてそうした変化に対応した労働力を供給することが、職業間の移動を促し、合理化を推進して安定した経済成長を実現する上で不可避であると主張されたのである (SOU 1939 : 13, s. 99-100)。

この委員会に続き、職業教育制度の改革を具体的に検討したのが、1937年5月に教育省の下で選任された作業場学校調査委員会 (Verkstads-skoleutredningen) であった。

同委員会が実施した調査は、職業教育制度が問題を抱え、機能不全に陥っていることを客観的に裏づけた。1918年の改革で位置づけられたように、実際には職業教育の圧倒的な部分は企業や職場に担われていた。しかし、ごく少数の大企業でのみ組織的な職業教育が行われているに過ぎず、

伝統的な徒弟教育が主要な部分を占めていた。ここでは、労働速度が上がり、出来高制賃金が普及する中で、ベテランの労働者による徒弟に対する現場での教育はなおざりにされ、理論教育もほとんど行われていなかった。徒弟が仕事をしながら通学する徒弟学校も活動は停滞していて、ドロップ・アウト率は年21%にもものぼっていた (SOU 1938 : 26, s. 92-95)。

さらにこの委員会が注目したのが、景気循環が職業教育に及ぼす影響と職業教育の地域格差の問題であった。不況期には企業活動が縮小し、求人も停滞することにより、企業内教育も縮減を余儀なくされる。しかし、そのため、景気回復に向かっても、企業は、すぐに熟練労働力を調達できないこととなる。また、地域的に職業学校の分布に偏りがあった。特に農村では職業教育機関が不足しており、熟練労働力の供給を妨げる要因となっていた。それゆえ、こうした問題に社会の側で対応し、景気循環の影響を平準化し、職業教育機関の地域的偏在を是正していかねばならないとされた (SOU 1938 : 26, s. 96-100)。

そこで提案されたのが、県に相当する地方自治の単位であるランスティング (landsting) が運営する中央作業場学校 (centrala verkstadsskolan) を各地に設立することであった (SOU 1938 : 26, s. 108-109)。この学校は、継続学校修了者を対象として学校と職業生活を直接媒介するのみでなく、職業経験者を対象とする再教育も任務とした (SOU 1938 : 26, s. 122-123, 129-130, 261-265)。また中央作業場学校は、不況期に企業内教育が縮小した場合、それを補うものとして機能することが期待された。さらには、全国各地に配置することで教育機会の地域的不均等が是正され、失業者の再教育の機会も拡大するはずであった (SOU 1938 : 26, s. 99-100, 256-258)。

同時に職業教育の管轄機関も問題となった。先に見たように、学校庁が職業教育を行う学校を管轄していたが、初等・中等の普通教育を中心的対象とせざるをえない学校庁では、職業教育を行う学校と産業や労働市場における諸利害との間の連携を進めることに限界があった。それゆえ、調査委員会は、独立した管轄機関である職業教育庁

(Kungliga Överstyrelsen för Yrkesutbildning 以下、KÖYと略記)を新たに設立し、それが職業教育を行う学校を担当するべきだと主張した(SOU 1938: 54, s. 39-47, 95-96)。

一方、戦間期は労使対立が激化した時期であったが、その背後には合理化の問題があった。合理化は、労働者にとって、企業に多大な利益をもたらしてもその公正な分け前を獲得することを保証されていなかっただけでなく、職を奪われ失業問題を一層深刻にする危険性ははらむものであったのである。

1932年に社会民主党政権が成立したが、大恐慌からの回復のみでなく、産業平和の確立も課題とした。産業平和への道筋を模索するために選任されたいわゆるノーティン(Nothin)委員会は、1936年にその実現のためには国家介入も不可避と結論づけた。このような事態に対し、労使の中央組織であるLOとSAFは、労使協議の場として労働市場問題協議委員会(Arbetsmarknadskommitté)を結成し、国家介入を回避し、両者主導の下で労働市場における秩序の確立を目指すこととなる。その結果、38年に成立したのがサルトシェーバーデン協約(Saltsjöbadensavtal)であった<sup>5)</sup>。そして労働市場問題協議委員会が取り組んだ課題の1つが、職業教育問題であった<sup>6)</sup>。

### Ⅲ サルトシェーバーデン協約体制と職業教育

#### 1 サルトシェーバーデン協約体制と職業教育

LOとSAFは、労働市場問題協議委員会を舞台として、サルトシェーバーデン協約に続き、1942年に労働者保護協約(arbetskyddsavtal)、44年に職業教育協約(lärlingsavtal)、46年に企業委員会協約(företagsnämndsavtal)、48年に労働研究協約(arbetsstudieavtal)と次々に中央協約を締結した。これらは、合理化運動の進展を背景に成立したといえる。労働者保護協約は、合理化に伴う労働環境の変化に労使が協調して対応する枠組を定めたものであり、職業教育協約は合理化を進展させていくために必要な技能養成を労使協力し

て進めていく姿勢を示したものであり、労働研究協約は、労使協力して労働研究を推進していくための体制の整備を目指したものであった。企業委員会協約は、企業に労使協議機関として企業委員会(företagsnämnd)を設置し、他の中央協約で定めた内容を企業で実際に進めていくことを意図して締結された。つまり、LOとSAFは、サルトシェーバーデン協約とそれに続くこれらの中央協約により、労使協力して合理化を進めて生産力を増進し、それに伴って生じるさまざまな問題も労使協力して解決していく制度的枠組を整備していったのである(石原2008)。

このように集権的団体交渉システムを成立していくにあたり、職業教育は枢要な領域の1つに位置づけられた。労働市場問題協議委員会が検討を始める際には、既にこれまで行われた職業教育問題についての調査や議論により、問題状況の把握が進み、学校制度や職業教育統括機関の改革の方向性が定まっていた。そこで同委員会は、企業内教育を対象にしてそれを整備・拡充していくこととなった。その結果として1944年に職業教育協約が締結され、それに基づき産業部門レベルで職業教育に関する協約が結ばれ、中央・産業部門・企業の各レベルから構成される多層的な労使協調の枠組の下で企業内教育が展開することとなる。

一方、学校で行われる職業教育を管轄する職業教育庁でも、労使中央組織の代表が大きな影響力を及ぼした。さらに失業者に対する再教育の領域では、48年に労働市場庁(Arbetarmarknadsstyrelsen以下AMSと略記)というコーポラティズム組織が成立し、50年代からいわゆる積極的な労働市場政策を展開していくこととなる。それゆえ、職業教育の諸領域(企業内教育、学校教育、失業者の再教育)は、労使中央組織の協調体制の一環として相互に結びつけられることとなった。では次に、多層的な労使協調の枠組とそこで展開した活動についてより具体的に見てみよう。

#### 2 多層的な労使協調の枠組と職業教育

##### (1) 中央レベル：労働市場職業審議会(AY)

職業教育協約により、中央レベルでは、労使中央組織の代表からなる労働市場職業審議会

(Arbetsmarknadens Yrkesråd：以下 AY と略記) が設置された。この組織が、SAF/LO の領域全体の職業教育の問題を統括することとなる。

この組織の役割として、第一に指摘すべきなのは、SAF/LO の傘下にある企業で展開された職業教育活動を代表する存在として、国家やそのほかの機関と緊密に連絡を取りつつ、国全体の職業教育制度の展開に関与し、労働市場の動向にも対応していたことである。

例えば、職業教育庁や、後に触れるように、この時期に国家は職業学校や学校制度の改革を企図して調査委員会をたびたび選任したのだが、それらに AY の執行部から必ず労使の代表が委員として参加している<sup>7)</sup>。この高度成長期には、これもまた後に述べるように、国家主導の下に職業学校制度が拡充され、それに伴い学校教育と企業内教育との関係が問題になっていた。また、複線型教育制度を改め統一的な初等義務教育制度を確立し、さらに義務教育年限を延長しようとしていた。職業教育と一般教育との間の関係も問われていたのである。こうした動きに対し、労使は、それぞれの利害やビジョンを持ちつつ AY などの労使協力機関を通じて関与し、職業教育制度あるいは教育制度全体の展開に影響力を行使し、それをリードしようとしていた。

このことに関連して、しばしば AY が、職業教育あるいは学校教育全般に関する問題について、法案などに対する意見回答(レミス)を行ったことも注目される<sup>8)</sup>。AY は、これらの問題に対して専門的な知識・経験を有する重要な関係団体として位置づけられていたものであり、同時に、こうしたチャンネルを通じても政策形成過程に一定の影響力を行使していたわけである。

他方、労働者の再教育問題では AMS や KÖY と、女性の雇用推進に関しては労働市場女性問題審議会(Arbetsmarknadens Kvinnonämnd 以下、AKN と略記)<sup>9)</sup> との連携を進めている。AMS との協力の例として、高度成長期における労働者不足の中で、1957 年にハンガリーからの大量の移民労働者の受け入れにより、彼らをスウェーデンの労働市場のニーズに適應させるための職業教育が必要になったことを契機として労働者再教育の

問題が浮上することになったことが挙げられる<sup>10)</sup>。AKN との協力も、やはり高度成長期の労働力不足に対し女性労働力の動員が望まれたことに由来する。LO と SAF は、労使協議機関として 1951 年に新たに AKN を選任し、この問題に本格的に取り組むこととなる。AY は、AKN と協力しつつ、職業教育の領域を通じて女性雇用を促進する役割を担ったのである<sup>11)</sup>。それぞれの時期に労働市場に突き付けられた課題に対し、他の労使協力機関と連携しつつ、対応していったのである<sup>12)</sup>。

また、上記の活動と関連して、職業教育に関して重要な情報を収集し、職業教育問題における政策決定に役立てていたことが指摘できる。AY が特に重視したのは人口動態と労働市場の動向である。例えば、1940 年代にベビーブームがあったがその世代が労働市場に進出するまでの間、人口に占める生産年齢人口の割合が低下していくことが問題にされた<sup>13)</sup>。

産業部門レベルあるいは企業レベルでの活動の支援も AY の重要な役割であった。それに関連しては、まず職業教育についての知識・情報・経験を媒介し普及する役割を負っていたことが指摘できる。その点、何より機関誌『職業と教育(Yrke och Utbildning)』の刊行が注目される。年 4 号刊行され、各産業部門からの報告(コンファレンス、コース、その他の活動)などの他、海外からの情報、政府の教育政策の動向、AY や関係諸機関が実施した調査の報告などが掲載された。毎号 2 万部以上が LO・SAF 傘下の諸団体や職業教育関係各諸機関に配布され、職業学校教師や職業オンブズマンなど現場で職業教育を担う者が主要な読者として想定された。

AY は、学校制度の改革など政府の政策形成の進展に伴い、自ら主導して各地で会議を開催したが、それもこうした情報活動の一環として位置づけられよう<sup>14)</sup>。また、しばしば各産業部門の徒弟委員会と協力し、企業において経営側で教育活動を担当する教育リーダー(utbildningsledare)やインストラクターあるいは職業オンブズマンを対象としたコースやコンファレンスを開催した<sup>15)</sup>。これは、これら現場で職業教育を担う層の養成あ

るいは能力向上を企図したものであるが、職業教育についての知識・情報・経験の媒介・普及のための活動とも見なされるであろう。

また、各産業部門団体（労使の全国組織あるいは徒弟委員会）の要請にしたがい、当該産業部門の職務分析を行い、その結果に基づき各産業部門で職業教育のカリキュラムを作成した。各産業における熟練労働者に必要とされる技能や知識とは何かを明確にすることが、合理的な教育プログラムを作成する前提となると考えられたのである。本来、各産業部門レベルで行うべきことであるが、それが可能ではない場合、その要請に従って行われた。1948年にまず繊維産業を対象として、それに引き続き、金属機械産業などについても調査が実施された。職業分析の結果は、『職業と教育』でも紹介されることとなる<sup>16)</sup>。

ところで、AYは労使中央組織からの代表からなっていたが、当然彼らだけでは膨大な事務量をこなすことは困難であった。それゆえ、1947年に事務局（kansli）が設置され、実務を担うようになる。事務局の有能なスタッフに支えられ、以上のようなさまざまなAYの活動が推進されていったのである<sup>17)</sup>。

## (2) 産業部門レベル：徒弟委員会

次に産業部門レベルでの職業教育を見てみよう。そこでは職業教育問題を扱う労使協議機関として徒弟委員会（lärlingsnämnd）<sup>18)</sup>が置かれた。まず指摘しておくべきは、労使組織が中央レベルでの協約を受けて、当該産業部門での全国協約を結ぶわけで、必ずしもすべての産業で職業教育に関する協約が成立したわけではなく、成立したとしても職業教育をめぐる労使協議機関として徒弟委員会が設けられるとは限らなかったことである。例えば、1967年にAYが発行したパンフレット『SAF・LOの下での協約の領域と労使組織』を見ると、140ほどの団体協約の領域のうち、34の領域では徒弟委員会が成立していなかった（AY 1967）。また、徒弟委員会が成立していなくとも、使用者団体が職業教育を担当する部署を置き、産業部門全体の職業教育を主導していく場合があった。

それゆえ、類型化すると、①徒弟委員会も使用者団体の職業教育担当部署も存在しない産業、②徒弟委員会も使用者団体の職業教育担当部署も存在する産業、③使用者団体の職業教育担当部署のみが存在する産業、④徒弟委員会のみが存在する産業がありえることとなる。毎年AYに各産業部門から職業教育活動について報告が行われた。報告には詳細なものほとんど記述がないものがあり、実際はどのようであったのかは不確かであるが、1962年度のものを見ると、32の産業部門のうち①は1つもなく、④も造園業（trädgårdsnäring）の他は見当たらず、ほとんどが②か③のパターンであることがわかる。②と③の差であるが、概して徒弟委員会が存在しない場合は使用者団体の職業教育担当部署がその任務を代行し、双方ある場合は、使用者団体の職業教育担当部署が職長や職員など労働者以外の従業員を対象とした職業教育や企業内職業学校（inbyggda skolor）での教育を担当する場合が多かったように見受けられる<sup>19)</sup>。

徒弟委員会で行われた活動としては、第一にさまざまな調査を実施し、当該産業の労働力需要の動向を把握し、職業分析を行い、職業教育の方針やカリキュラムのモデルを定めることがあった。当該産業部門において、どのようなあるいはどのように職業教育を展開していくかが検討されたのである<sup>20)</sup>。

第二に、以上のことは、産業部門レベルでの職業教育における労使のコンセンサスが形成される前提であった。それゆえ、例えば、職業教育についての団体協約の素案が検討された<sup>21)</sup>。

第三に、第一の活動に基づき、企業や職業学校で行われる職業教育のための教材を作成した。その他、その産業に新卒の若者を誘うため、9年制初等義務学校の9年生に設けられる職業コースの教材や生徒の職業選択に際して提供される資料も作成されている<sup>22)</sup>。

第四に、各企業の求めに応じて、情報・知識やアドバイスを提供した。また、企業内での職業教育を担うインストラクターの養成や研修を目的としたコースを設定し、後述する職業オンブズマン（yrkesombud）を対象とするコースなども開設した。産業部門内での情報や経験の交換の機会

として、彼らを対象とするコンファレンスも開催された<sup>23)</sup>。

第五に、職業学校との連携が目指された。例えば、基礎自治体において、自治体内の諸学校の教育行政を管轄する学校委員会 (skolkommitté) には、職業学校の各職業コースの運営に対してアドヴァイスを行う職業審議会 (yrkesråd) が置かれたが、そこに働きかけることは徒弟委員会にとっては、自己の産業部門が望む内容を教育に反映させるため重要であった<sup>24)</sup>。建築業では、1963年に108の基礎自治体の学校委員会とコンタクトがもたれ、職業指導教師や職業選択担当教師を対象としたコースが開催されている (AY, Verksamheten, s. 23)。その他に、製パン業のように、作業場学校を自ら設立し運営する産業も存在した (AY, Verksamheten, s. 15)。

### (3) 企業レベル：企業委員会

企業レベルで職業教育の方針を定め、その実施を見守り、職業教育に関する問題を議論する場として位置づけられたのが企業委員会である。各企業あるいは事業所レベルに設置された労使協議機関で、労使組織間で締結された協約の内容を企業のレベルで実施し監督する役割をもっていた。企業と従業員が一体となって生産を増進することを目標とし、そのために従業員に経営状況や生産および技術について知らしめ、職場の労働を安全に快適にすることのほかに、企業内の職業教育を促進することも、重要な任務であった。各産業部門で労使協約が結ばれ、それを前提にそこに所属する企業で設置されることとなっていたが、企業によりそのあり方はまちまちで、ボルボ社のようにその後の共同決定法の内容を先取りした制度が成立したところもあれば、活動が停滞していたり、使用者側の情報提供が不十分などのために労働者の影響力行使が制限されていたりするところも少なくなかった<sup>25)</sup>。それゆえ、その活動の状況は、同じ産業部門の中でも多様であった。ボルボ社の場合、企業委員会の下部組織として企業内教育を担当する委員会が設置され、企業委員会での議論は、労働者・職員の昇進と結びつけられた教育プログラムの作成に及んでいる (石原 2009b : 53-

54)。

企業において企業内教育を担当する教育リーダーは、地域における職業学校や初等義務学校との連絡の窓口としての役割も果たした。特に企業で企業内職業学校が開設されている場合は、その活動は地域 (コミュニン) の職業学校の監督を受け、両者の間での連携が問題となるが、その際の企業側の代表となって地域の教育行政との交渉に当たることとなる<sup>26)</sup>。伝統的な徒弟教育では年かきの労働者がOJTを担ったが、専門の指導員としてインストラクターが置かれることが増えた。彼らの教育者としての能力や専門性を高めることが目指され、AYや徒弟委員会が彼らの養成や対象としたコースを開催したことは、先に述べた通りである<sup>27)</sup>。

他方、各企業では、規模に応じて一人から複数人の職業オンブズマンが労働者から選任された。職場で実際に職業教育がどのように行われているかをフォローし、その活動を支えていくことがその役割であった。職業教育を受けるものとコンタクトを取って状況や意見を聴取し、その技能形成をサポートすることも期待された。正式のメンバーではないが、職業教育をめぐる議題においては企業委員会での議論に参加し、所見を述べる機会を持った<sup>28)</sup>。

## IV 企業内教育か学校教育か

第二次大戦が終了すると、戦火を免れて工業生産力を維持したスウェーデンは、戦後の復興需要の高まりにいち早く対応し、経済発展を推し進めた。それゆえ、むしろ過熱ともいえる好景気を迎えた。高度成長期の到来である。この時期に福祉国家建設の本格化とあいまって人々の生活水準は飛躍的に向上し、大量生産・大量消費の時代がもたらされることとなる。

そうした状況の中で、戦間期とは異なり、労働力不足が深刻な問題となった。労働力不足は賃金上昇をもたらし、激しいインフレの要因となった。特に生産性の上昇を上回る賃金上昇といった現象に象徴される過度なインフレは、経済成長の足を引っ張るものであった。このようなインフレ

への取り組みが進む中、50年代半ば以降、労組による連帯賃金政策とそれを補完する国家の積極的労働市場政策が、賃金上昇を経済成長の枠内に抑えこみ、それにより安定した経済成長を実現する手段として政策の基本的な枠組となっていく<sup>29)</sup>。

しかし、労働力不足の問題は、高度成長期を通じて解決されずに残った。もちろん、それは労働力の総量の問題のみならず、必要な技能をもつ労働力の供給という質的な問題も含んでいた。労使協調に基づき企業内教育の形で技能養成を推進することが目指されたのであるが、意図したようにはいかなかったのである。1952年に政府によって選任された職業教育専門家調査委員会(Der yrkesutbildningssakkunniga)の見積もりによれば、1941年には徒弟数がSAF参加の企業で約2万人であったのが、むしろ1950年には1万5千人ほどに減少した。それに対し、実際には3万6千人から4万5千人を養成しなければニーズが満たせないと考えられたのである(SOU 1954: 11, s. 52, 55)。

では、どうして企業内教育は停滞してしまったのであろうか。上記委員会は、好況のため、きちんとした訓練を受けずとも良い条件で就業する機会がいくらかでもあり、若者が徒弟になりたがらないためであると考えた(SOU 1954: 11, s. 64-65)。特に連帯賃金政策が推進されるようになると、賃金平準化傾向が進み、不熟練・あるいは半熟練職種と熟練職種間の賃金格差は平準化されると同時に、合理化・機械化が進展するに従い旧来の熟練職種が解体し、労働内容の単純化が進んで半熟練職種が一層増大していった<sup>30)</sup>。若者にとって、徒弟修業を経ずともきちんと稼げる機会が増えていたのである。

それと同時に使用者にとっては、徒弟教育にかかるコストも増大していた。職業教育協約が締結され、徒弟の賃金が団体協約の対象となると、徒弟に対する報酬は増加傾向となっていた。伝統的に労働組合運動は、企業内教育(徒弟制)に対して不当に安価に労働力を搾取する制度とみなして懐疑的であり、徒弟を労働者とみなし、正当な賃金を得ることを求めた。これに対して、使用者は、徒弟の労働力を安価に利用することにメリッ

トを見ていた。そもそもせっかく教育に投資をしても、技能を身につけた労働者が他所で働くリスクがある限り、徒弟修業中は彼らが安く働いてくれなければ割に合わなかった。それゆえ、使用者は、徒弟制をあくまで教育制度であると主張した(Olofsson 2005: s. 57)。

一方、スウェーデンの労働市場では、徒弟教育を経ても労働市場で確固たる地位を得る保証はなかった。徒弟修業を終えることが熟練労働者であることの必要条件となり、労働組合への加入条件であったクラフトユニオンの伝統が存在したイギリスや、熟練資格の認定が法的な枠組を通じて行われたドイツと異なり、労働市場で徒弟修業と熟練資格が結びつけられ、労働者にそれを持たない労働者に対して特権的な地位をもつようなことはなかった。労働市場では、徒弟修業を終了したかどうかよりも、むしろ就業年数の方が賃金設定で評価されたのである<sup>31)</sup>。このことも若者にとって徒弟制の魅力を減じるものであった。

他方、使用者側が企業内教育制度の拡充に二の足を踏んでいたのは、徒弟の賃金の問題だけではなかった。中でも使用者間の利害対立の存在が指摘できる。先述の通り、徒弟委員会が定めた当該産業部門を対象とした方針が、企業レベルでは守られるとは限られなかった。先述したように、コストをかけて徒弟の教育に努めても、徒弟が自己の企業に留まることを期待できなかった。それゆえ、教育コストを産業全体で支える仕組みがない状況では、コストをかけても熟練労働者を確保できない企業が出てくる一方で、コストをかけずとも熟練労働者を採用できる企業が生じることとなる。こうしたフリーライダーが横行する限り、企業が教育コストをかけ続けていく誘因は小さくなるのである<sup>32)</sup>。

結局、集権的協約体制の下では、将来の労働市場での確固たる地位を保証して徒弟に低賃金で働くことを甘んじて受け入れさせることも、個別企業が教育投資を行うことに伴うさまざまなリスクを回避する制度やルールを構築することもできなかった。総じて、企業内教育制度は、徒弟、労働者、使用者といったステイクホルダーの信認を獲得し維持することに成功しなかったと言えよう。



このように企業内教育制度が伸び悩んだのに対し、確実に成長を遂げていたのが学校形態での職業教育であった。国家補助の拡大もあって、学校数や取容人員は増加し続けた。それゆえ、次第に企業内教育よりも学校形態での職業教育の展開に技能形成の主軸を置いていく考えが台頭した。例えば、先述した職業教育専門家調査委員会の報告書では、万能な技能を必要とする職種は減少し、より特化した技能の習熟が求められている中で、日常的な作業を通じてベテランの労働者によって技が現場で伝達されるような旧式の徒弟教育は非効率的であり、集約的体系的に行われる全日制の職業学校の方がそれに適した職業教育の形態であると強調された<sup>33)</sup>。

他方、スウェーデンでも、第二次大戦後に、複線型学校制度を改めて統一学校制度を整備することや、義務教育年限の延長が進められていた。1950年に9年制の新たな初等義務教育学校制度の発足が決まり、試験導入を経て、やっと62年に基礎学校制度がスタートしたのである。その過程で、新しい統一学校制度での初等義務教育に続く教育制度の一環として職業教育を位置づける動きが強まった。こうしてそれまで職業学校を所管していた職業教育庁を学校庁と合併し、新たな学校庁を設立することとなる(Olofsson 2005: s. 107)。

このような動きはさらに強まり、1963年に教育省によって選任された職業教育調査委員会(Yrkesutbildningsberedningen)は、職業教育の主軸を企業内教育に置いていた政策方針を改め、逆に企業内教育を中等教育学校機関での職業教育を補完するものとして位置づけることを提案した<sup>34)</sup>。

このように職業教育制度における企業内教育から学校教育への重心移動が起り、労使中央組織でもこれに対応を迫られることとなった。AYは、1969年には、労使中央組織が団体協約を通じて企業内教育を中心とした職業教育を規制していくという従来の方針を改め、学校を中心とした職業教育制度において、中央では新しい学校庁を通じて、地域では地域の学校統括組織を通じて労使が影響力を行使していくことを明確にした(AY:

Redogörelse)。

さらに1971年にはギムナジウム改革が行われた。中等教育制度において、職業教育は一般教育に統合され、ギムナジウムの中のいくつかのコースとして位置づけられるようになったのである。このように団体協約で統括する企業内教育の比重が著しく低下する中で、73年には、AYの事務局が実質的に廃止された(AY 31/10, 1973, §10)。こうして労使中央組織は、団体協約を通じてではなく、学校庁など教育行政機関を通じて職業教育制度をコントロールしていくようになる。

## V おわりに

以上のように、高度成長期におけるスウェーデンの職業教育は労使の集権的団体交渉システムに基づき、企業・産業部門・中央といった多層的な労使協調の枠組の下に展開した。職業教育も、国家の直接的介入を回避し、労使が協力しつつ自律的に労働市場の秩序を形成し維持していこうとした動きの一領域として位置づけられるのである。しかし、ドイツのように法制化によって技能形成の枠組が支えられておらず、それぞれのレベルでの労使の自発性に基づいていたスウェーデンの職業教育制度は、安定性を欠いており、うまくステイクホルダーの信認を獲得できなかった。教育コストを負わずに熟練労働力を獲得するフリーライダーが存在する限り、使用者が企業内教育に熱心にはなれなかったのであり、職業教育によって得た熟練が労働市場でそれほど評価されるものではなかったことは、若者にとっての職業教育の魅力を減じた。それゆえ、結局は企業内教育から学校制度の枠内での職業教育に重心を移さざるを得なかったのである。そのことは、職業教育が労使の団体交渉の対象でなくなっていくことを意味した。こうして集権的労使交渉システムとしてのスウェーデン・モデルから、1つの重要な領域が脱落していくこととなったのである。

\*本稿は、科研費課題番号21K01594に基づく研究成果の一部である。

1) 手工業での19世紀末葉での状況については、例えば、

Söderberg (1963 : s. 242-245, 269-271) を参照。スウェーデンにおける合理化運動の展開については、とりあえず、De Geer (1978) を参照。

2) 1918 年の国会決議および職業学校条例成立の経緯については、Lindell (1992) を見よ。

3) それ以前の職業教育を目的とした学校の多くは、17 世紀に重商主義政策を担う中心的な官庁として設立された商務院 (Kommerskollegium) の管轄であった。しかしこの時に、職業教育は、実業とのつながりが重視されて通常の教育とは別の教育の領域であるとの見方に対し、あくまで学校教育の一部門であるとの考えが勝利し、新たな国家機関として学校局が設けられることとなったわけである (Lindell 1992 : s. 199 ; SOU 1938 : 54, kap. 1)。

4) この時に法制化できなかったことが、スウェーデンにおける職業教育制度がドイツのいわゆるデュアルシステムなどと決定的に異なる方向で発展することを規定した歴史的な転換点として指摘されている (Olofsson 2005 : s. 50)。

5) 国家介入の回避が緊急の課題であったことは、第 1 回の会議の冒頭で会議議長を務めたエンドストレーム (Sigfrid Edström) の発言からも窺える (AMK 22/5 1936 : § 2)。

6) サルトシェーバーデン協約成立後の会議で、今後に取り組むべき課題として、職業教育問題は労働者保護問題と共に掲げられた (AMK 31/5 1939 : § 3)。

7) 例えば、1963 年に選任された職業教育調査委員会 (後述) の委員に、AY 委員の中から SAF 代表ハルディーン (Folke Halldén), LO 代表カールソン (Tore Karlson) が選ばれている。最初の AY 事務局長であったベスコヴ (Birger Beskow) が 1955 年に KÖY に教育審議官 (undervisningsråd) となったように、政府機関との人的交流も存在した。

8) 例えば、1951 年度についての意見表明については、AY : ÅB (1951 : s. 9) を見よ。

9) AKN は、女性雇用・労働問題を扱う労使協議機関として 1951 年に設置された。男女間の同一労働同一賃金の他、女性の労働市場進出を促すために職業教育の拡充も重要な課題とした (SAF/LO 1965 : s. 24-28)。

10) “Omskolningen”, i : Y.o.U 1964 : 4 ; “20 års omskolning-sverksamhet”, i : Y.o.U 1969 : 1.

11) Y. o. U 1958 : 2, Specialnummer och flickornas yrkesutbildning : “Kvinnorna”, i : Y.o.U 1964 : 4.

12) 職場の安全や環境についての知識・情報を普及するため、AY は、労働者保護協約に基づき設置された労使協議機関である労働者保護委員会 (Arbetskyddsnämnd) や KÖY と協力して啓蒙活動を展開している (AY : ÅB 1951 : s. 7)。このように職業教育問題にとどまらず、サルトシェーバーデン協約体制下の労使協議機関はそれぞれの専門領域を踏まえ、相互に協力して労働市場の問題に対応したのである。

13) いわゆる AM 法 (Analytical Method) の紹介と普及については、“Utbildning enligt det s.k.AM-systemet”, i : Y.o.U 1954 : 4 を、人口動態については、“Det blir alvar!”, i : Y.o.U 1956 : 1 を参照。

14) 例えば、1956 年度においては、統一学校制度に関連してコンファレンスが開催されている (AY : ÅB 1956 : s. 8)。

15) 1956 年度のインストラクターや教育リーダーを対象としたコース活動については、AY : ÅB (1956 : s. 11-12) を参照。

16) AY による職業分析やカリキュラム作成については、“Yrkesanalyser och utbildningsplanering”, i : Y.o.U 1964 : 4 を参照。

17) AY : ÅB (1944-1951 : s. 3-4)。

18) 産業により名称は多様であった。1950 年後半以降は、徒弟以外の、例えば半熟練労働者の養成を担うこともあり、職業委

員会 (yrkesnämnd) を置く産業部門が増えたが、混乱を避けるため、すべて徒弟委員会に統一することとする。

19) 企業内職業学校は、後述の職業教育専門家調査委員会の提案を受け、企業が設立したものであるが、正式の職業学校と認められ、政府からの補助も受けるようになったものである。それゆえ、それを契機に企業内教育の形態として普及することとなった。管理主体は企業ではなく、コミュニティの職業学校であり、その一部として位置づけられた。“Statsbidrag till yrkesutbildning inom företag”, i : Y.o.U 1963 : 4.

20) 職業分析とそれに基づく職業教育の方針作成については、例えば、金属機械産業の場合、“Riktlinjer för yrkesutbildning inom verkstadsindustrin”, i : Y.o.U 1952 : 1 を参照。

21) AY, Yrkesutbildningen, s. 36. 例えば、配管業については、AY, Verksamheten, s. 53 を参照。

22) 例えば、金属機械産業では、1962 年度に 22 種の教材が刊行・改訂されている (AY, Verksamheten, s. 68)。

23) 産業部門のコンサルタント活動については、“Branschkonsulenterna-en ny yrkesgrupp”, i : Y.o.U 1953 : 4 を参照。印刷業における職業オンブズマンを対象としたコース活動については、“Kurser för yrkesombud”, i : Y.o.U 1955 : 1 を参照。

24) 職業学校との連携については、例えば、“Om yrkesutbildning-yrkesnämnder och yrkesråd”, i : Y.o.U 1964 : 1 を参照。

25) 企業委員会協約には、TCO など職員団体の中央組織も加わった。それゆえ、労使協議機関といっても、労働者のみでなく、全従業員代表がそこに参加した。ボルボの企業委員会については、石原 (2008, 2009a, 2009b, 2009c) を参照。1960 年代初頭における活動の問題点については、LO (1961 : s. 34-35) を見よ。

26) 例えば、“Problem för utbildningsledare”, i : Y.o.U 1956 : 1 を参照。

27) 例えば、“Instruktörsutbildning vid järnbruken”, i : Y.o.U 1960 : 1 を参照。

28) 例えば、“Företagsutbildningen och yrkesombuden”, i : Y.o.U 1962 : 1 を参照。

29) 連帯賃金政策及び積極的労働市場政策については、とりあえず、宮本 (1999 : 120-139) を見よ。ウールソンとウーロフソンは、こうした連帯賃金政策と積極的労働市場政策の起源を、経済構造の高度化を通じた経済成長の促進を意図した戦間期の合理化委員会などの政府調査委員会に求めている (Ohlsson and Olofsson 1998 : s. 152, 155, 172 ; Olofsson 1991)。

30) 労働の標準化・単純化の進展は、時間研究の一種である MTM システムの普及によって反映されるであろう。スウェーデン MTM 協会の認定した MTM 技術者数は、1960 年には 2000 人であったが、67 年には 1 万 4000 人弱に達した。(SAF/LO/Arbetsstudierådet 1968 : s. 42)。1960 年代には、MTM システムは、修繕作業やさまざまな事務作業に普及し、製造業のみでなく銀行業などサービス業にまで取り入れられた (Luthman 1990 : Kap. 5-6 を参照)。

31) AY, Yrkesutbildningen, s. 15. 例えば、19 世紀イギリスにおける熟練労働者組合による入職規制については小野塚 (2001) を、ドイツの状況についてはセーレン (2022 : 56-57) を参照。前工業化期において農村でプロト工業が繁栄し、少なからぬ部分の技能形成が都市のギルド制の外で展開していたスウェーデンでは、労働組合運動においてクラフトユニオンの伝統は弱く、早くから産業別組合が発達した。1905 年に締結された金属機械産業の全国規模の労働協約では、最低賃金規定が主要な内容となったのであるが、賃金の格付けについては熟練資格の有無ではなく就業年数が問題となったのである

- (Lindgren 1938 : s. 634)。スウェーデンの労働組合運動の歴史的展開においてクラフトユニオンが主導した時期は短く、その役割は限られたものであったのかについては、例えば、Westerstahl (1945 : s. 44-46, 54-58) を参照。実は、一部の産業の徒弟委員会が徒弟教育の修了証を発行することが試みられた (“Prov i yrkesutbildningen”, i : Y.o.U 1964 : 4)。しかし、法的な裏づけも伝統も欠如していたスウェーデンでどれだけ効力をもったのか不確かである。
- 32) 例えば、以下の労働市場職業審議会での議論を参照 (AY 27-28/10 1950 : § 7 ; 12/1 1952 : § 9)。
- 33) SOU (1954 : 11, s. 74-76)。同調査委員会の提案に基づき、1955年に職業学校は基本的な職業教育を行う全日制の学校として位置づけられ、企業が運営する職業学校も職業学校庁が管轄する正式の学校形態となった。こうして今まで従属的な位置づけであった学校形態での職業教育は、企業内教育と並立するものとみなされることとなった (Nilsson 2013a : s. 29-31)。
- 34) SOU (1966 : 3, s. 112)。職業教育における企業内教育から学校教育への重心転換については、例えば、Nilsson (2013b : s. 113-114) を参照。
- 参考文献**
- 石原俊時 (2008) 「企業から見たスウェーデン・モデル (1) — ボルボ企業委員会」『経済学論集』第74巻第3号。
- (2009a) 「企業から見たスウェーデン・モデル (2) — ボルボ企業委員会」『経済学論集』第74巻第4号。
- (2009b) 「企業から見たスウェーデン・モデル (3) — ボルボ企業委員会」『経済学論集』第75巻第1号。
- (2009c) 「企業から見たスウェーデン・モデル (4・完) — ボルボ企業委員会」『経済学論集』第75巻第2号。
- 小野塚知二 (2001) 『クラフト的規制の起源——19世紀イギリス機械産業』有斐閣。
- セーレン、キャスリーン (2022) 『制度はいかに進化するか——技能形成の比較政治経済学』大空社出版。
- 宮本太郎 (1999) 『福祉国家という戦略——スウェーデンモデルの政治経済学』法律文化社。
- Arbetsmarknadens Yrkesråds sammanträdes-protokoll, Arbetarrörelsens arkiv. [AY と略記]
- Arbetsmarknadens Yrkesråd (1956) *Yrkesutbildningen inom industrin. Synpunkter och förslag avgivna av yrkesrådets översynskommitté*, Stockholm. [AY, Yrkesutbildningen と略記]
- Arbetsmarknadens Yrkesråd (1962) *Verksamheten inom Arbetsmarknadens Yrkesråd jämte branschvisa redogörelser om utbildningsverksamheten inom SAF/LO-området*, Stockholm. [AY, Verksamheten と略記]
- Arbetsmarknadens Yrkesråd, *Redogörelse för diskussionen i Arbetsmarknadens Yrkesråd den 5 december 1969*. Arbetarrörelsens arkiv. [AY, Redgörelse と略記]
- Arbetsmarknadens Yrkesråd, *Verksamhetsberättelser*, Arbetarrörelsens arkiv. [AY : ÅB と略記]
- Arbetsmarknadskommitténs sammanträdsprotokoll. [AMK と略記]
- Arbetsmarknadsorganisationernas Yrkesutbildningskommitté. [AYK と略記] (1944) *Betänkande med förslag till åtgärder för lärlingsutbildningens främjande*, Stockholm.
- De Geer, Hans (1978) *Rationaliseringsrörelsen i Sverige: effektivitetsidéer och socialt ansvar under mellankrigstiden*, Stockholm.
- Hedman, Anders (2001) *I nationens och det praktiska livets tjänst. Det svenska yrkeskolesystemets tillkomst och utveckling 1918 till 1940*, Umeå.
- Johansson, Anders, L. (1989) *Tillväxt och klassamarbete: en studie av den svenska modellens uppkomst*, Stockholm.
- Landgren, Karl-Gustav (1960) *Den 'nya ekonomien' i Sverige. J. M. Keynes, E. Wigforss, B. Ohlin och utvecklingen 1927-39*, Uppsala.
- Larsson, Lars (2001) *Industri- och hantverksutbildning under två sekel*, Uppsala.
- Lindell, Ingrid (1992) *Disciplinering och yrkesutbildning. Reformarbetet bakom 1918 års praktiska ungdomsskolereform*, Uppsala.
- Lindgren, John (1938) *Svenska metallindustriarbetareförbundet:s historia*, Band I, Stockholm.
- LO (1961) *Fackföreningsrörelsen och företagsdemokrati*, Stockholm.
- Luthman, Gösta, Bohlin Holger, Wiklund Alf, red. (1990) *MTM i Sverige 1950-1990*, Stockholm.
- Nilsson, Anders (2013a) “Yrkesutbildningens utveckling 1940-1975”, i : Håkansson, Peter & Nilsson, Anders red., *Yrkesutbildningens formering i Sverige 1940-1975*, Stockholm.
- (2013b) “Lärlingsutbildning som ett alternativ i yrkesutbildningen 1940-1970”, i : Håkansson, Peter & Nilsson, Anders red., *Yrkesutbildningens formering i Sverige 1940-1975*, Stockholm.
- Ohlsson, Rolf and Olofsson, Jonas (1998) *Arbetslöshetens dilemma: motsättningar och samförstånd i svensk arbetslöshetsdebatt under två sekel*, Stockholm.
- Olofsson, Jonas (1991) *Rationaliseringsideologi, arbetsmarknadspolitik och utbildning. Rehn-Meidnermodellen i ny belysning*, Lund Papers in Economic History, No. 10.
- (2005) *Svensk yrkesutbildning: Vägval i internationell belysning*, Stockholm.
- SAF/LO (1965) Motpart i samverkan, Stockholm.
- SAF/LO/Arbetsstudierådet (1968) *Tjuugo år med arbetsstudieavtalet 1948-1968*, Stockholm.
- SOU (1936 : 6) *Arbetslöshetsutredningens betänkande 2, Åtgärder mot arbetslöshet*.
- (1938 : 26) Verksstadsskoleutredningen, *Betänkande med utredning och förslag angående Centrala verksstadsskolor m.m.*
- (1938 : 54) Verksstadsskoleutredningen, *Betänkande med utredning och förslag angående överstyrelse för yrkesutbildning*.
- (1939 : 13) *Rationaliseringsutredningens betänkande, del I, motiv och förslag*.
- (1954 : 11) *Yrkesutbildningen*. Betänkande av 1952 års yrkesutbildningssakkunniga.
- (SOU 1966 : 3) *Yrkesutbildningen*. Betänkandet av yrkesutbildningsberedningen I.
- Söderberg, Tom (1963) *Hantverkarna i genombrottskedet 1870-1920*, Stockholm.
- Tekniska kommittén (1912) *Den lägre tekniska undervisningens ordnande. Underdånigt utlåtande och förslag avgivet af den av Kungl. Maj:t den 4 oktober 1907 tillsatta kommittén. Del I, Utlåtande och förslag*, Örebro.
- (1911) *Den lägre tekniska undervisningens ordnande. Underdånigt utlåtande och förslag avgivet af den av Kungl. Maj:t den 4 oktober 1907 tillsatta kommittén. Del 2, Den lägre tekniska undervisningen i Sverige*, Örebro.

*Yrke och Utbildning*. [Y.o.U と略記].

Westerståhl, Jörgen (1945) *Svensk fackföreningsrörelse. Organisationsproblem, verksamhetsformer, förhållande till staten*, Stockholm.

いしはら・しゅんじ 東京大学大学院経済学研究科教授。  
主な著作に *Faderliga företagare i Sverige och Japan*,  
Carlssons, Stockholm (Christer Ericsson, Björn Horgby と  
の共著, 2015年)。西洋経済史専攻。